

【別紙3】

松阪市公の施設に係る指定管理者の候補審査選定基準（評価項目）

	評価項目	該当様式	評価	配点
A	指定管理者候補団体等について	1 業務遂行能力は認められるか（会計能力、事務処理能力等）	様式第8号	15点
		2 団体等の経営方針等は、指定管理者として望ましいか	様式第4号	
		3 指定管理者の指定を申請した理由・動機は、適切か		
		4 市民活動に関する事業の実施実績はあるか		
		5 施設の管理運営に関する実施実績はあるか		
		6 松阪市及び中心商店街に関連した活動はあるか		
		7 代表者に事故等があるときはその業務を代行できる人員の確保がなされているか		
B	施設の維持管理について	1 職員（どの様なノウハウ等を持つ）の任用について	様式第4号	10点
		2 経費削減のための効率的な運営について		
		3 個人情報の適正な取扱いに対する措置は適切か		
		4 文書類の管理・保存に関する適正な取扱いに対する措置は適切か		
		5 施設利用者の安全管理について		
C	施設の運営について	1 市民の平等、公平な利用への方策について	様式第4号	10点
		2 利用者の利用拡大及びサービス向上方策について		
		3 休館日・開館時間の設定について		
		4 利用料金の設定について		
		5 備品類の管理・調達・貸出に関する業務		
D	松阪市の市民活動の活性化に資する業務について	1 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供することが適切なものであるか	様式第4号	15点
		2 市民活動団体と住民自治組織との交流に関すること		
		3 市民活動に関する調査及び研究に関すること（的確性）		
		4 市民活動に関する相談に関すること		
		5 市民活動に係る人材の掘り起こし・育成・活用に関する方策について		
		6 市民活動団体の登録に関する業務について		
		7 運営委員会に関する業務について		
		8 その他市民活動の推進に関する方策		
E	松阪市の市民活動に関する情報コーディネート業務	1 市民活動の促進に関する情報の収集と提供（実現性）	様式第4号	10点
		2 広報紙の発行（内容、媒体、頻度等）について		
		3 市民活動団体の情報発信に関する支援策		
		4 産・官・学・民の情報交流の支援		
		5 市民の情報センターとしての活用方策		
		6 県内等の同様のセンターとの情報連携方策		
		7 ITに関するノウハウ及び考え方について		
F	管理運営を安定して行う能力について	1 申請者の運営状況が適正であるか、施設を管理・運営をするだけの体力があるか	様式第4号	15点
		2 申請者の保有技術・有資格者の有無等、施設の管理・運営を適切に行える能力があるか		
		3 職員の配置は実際に施設を管理・運営できる職員体制となっているか		
		4 積極的な地元雇用を創出した計画であるか		
		5 施設の維持管理業務の実施方法は適切であり遂行可能か		
		6 防犯、防災等緊急時の対応や体制は適切に講じられているか（危機管理体制）		
		7 緊急時における来館者の安全管理などの対応は講じられているか		
		8 環境負荷の低減等環境への配慮は認められるか		

評 価 項 目			該当様式	評 価	配点
G	収支予算書について	1	管理事業の収入見込は現実的なものか	様式第5号 ～第6号	5点
		2	自主事業の収支見込は現実的なものか		
	提案金額について	3	提案金額は市が示した上限額以下の提案であるか		10点
H	自主事業について	1	中心市街地の活性化に寄与した工夫のみられる事業であるか	様式第4号	10点
		2	施設の有効活用について		
合計					100点

講評	
----	--

①評価方法

◇5段階評価とする。

A	優れている	1. 0 × 配点
B	やや優れている	0. 8 × 配点
C	普通	0. 6 × 配点
D	やや劣っている	0. 4 × 配点
E	劣っている	0. 2 × 配点

※（提案価格について）上限額縮減に係る配点基準（評価は、上記5段階評価による）

A	市の提案する上限価格から5年間で	450万円以上減
B	市の提案する上限価格から5年間で	300万円以上450万円未満の減
C	市の提案する上限価格から5年間で	150万円以上300万円未満の減
D	市の提案する上限価格から5年間で	1円以上150万円未満の減
E	市の提案する上限価格のとおり	

②選定方法

- (1) 選定委員は、上表の評価項目に基づいて採点する。
- (2) 選定委員（5人）の採点を平均して、最も得点の高い団体を指定管理者候補団体とする。
- (3) 全ての団体の得点が60点に満たない場合は、最高得点者に対して、選定委員会において提案書等の再提出の機会を与えることができるものとする。再提出の期限は1週間後を目途とする。
- (4) 再提出された提案書を選定委員会で、再審査を行う。